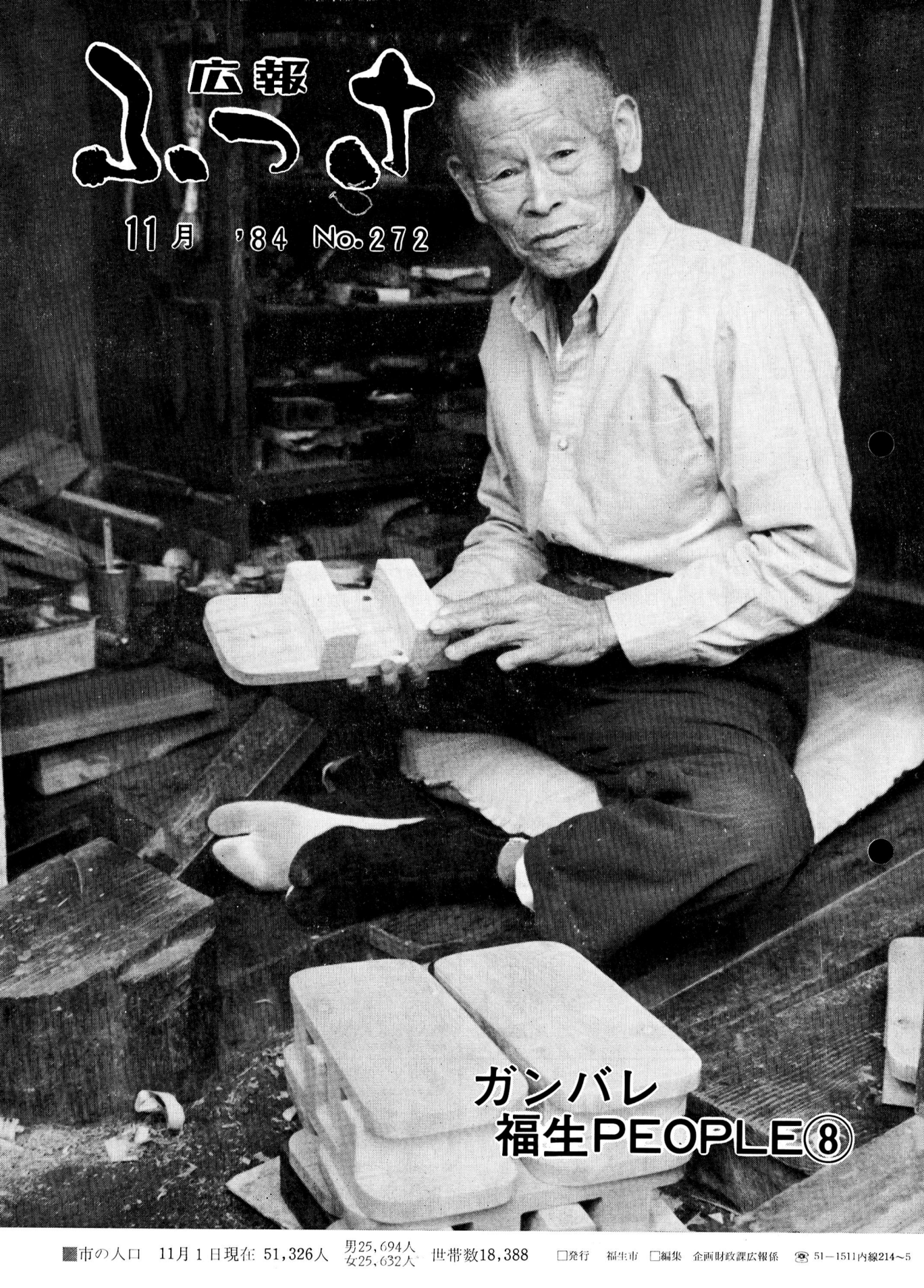


ふっしゅ 広報

11月 '84 No.272



ガンバレ
福生PEOPLE®

昭和59年度 上半期 財政公表 “ふっさ市の 家計簿”

市民の皆様にも市の台所（財政）が、どのように運営されているかを知っていただき、ご理解とご協力を得るために毎年五月と十一月の二回、福生市の家計簿（財政状況）の公表をしています。

市民の皆様にも市の家計簿の内容を知っていただくことは、“生きな市政”を行っていくために大切なことです。

今回は、五十九年度上半期（四月～九月）の福生市の家計簿についてお知らせします。

＝ 一般会計 ＝

収入済総額 53億9,156万円 収入率43.7%
支出済総額 46億9,826万円 支出率38.1%

一般会計上半期の財政状況は、当初予算額 117億 6,420万円で出発し、その後3回の補正が組み入れ、補正額 4億 9,502万円と58年度からの繰越明許費 6,733万円を加え予算現額は、123億 2,655万円となりました。

歳入

歳入の収入済額は、53億 9,156万円です。歳入の主なものは市税の 25億2,260万円（収入率55.6%）、地方交付税の 8億 6,762万円（収入率66.3%）、国庫支出金の 5億 6,449万円（収入率25.3%）などです。（別表I参照）

歳入の収入済額は、53億 9,156万円です。歳入の主なものは市税の 25億2,260万円（収入率55.6%）、地方交付税の 8億 6,762万円（収入率66.3%）、国庫支出金の 5億 6,449万円（収入率25.3%）などです。（別表I参照）

歳出

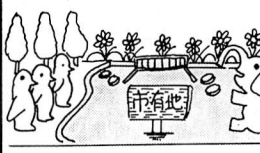
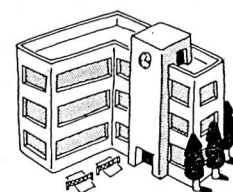


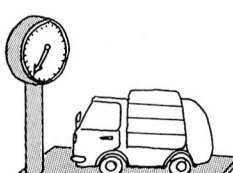
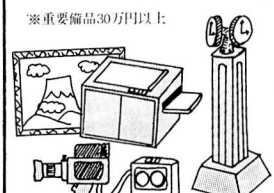
歳出の支出済額は、46億 9,826万円です。歳出の主なものは、民生費13億2,034万円（支出率46.0%）、土木費の12億2,206万円（支出率45.8%）、教育費の10億 602万円（支出率31.4%）などです。（別表I参照）

上半期で支出済となった建設事業費で大きいものは、仮称熊牛公園新設事業費 2億 8,983万円、仮称長沢公園新設事業費 1億 9,224万円、仮称福生第八小学校用地取得事業費 1億 5,749万円、道路新設改良事業費 1億 3,257万円などです。

歳入歳出とも例年のようにその大半が下半期に集中されるため、収入率、支出率とも低くなっています。

市有財産

(昭和59年 9月30日現在)

土地.....443,790.995㎡ 地上権.....459.455㎡ 	建物(延べ面積).....91,475.239㎡ 	車輛.....54台 乗用車.....5台 貨物兼用乗用車.....23台 貨物自動車.....9台 消防自動車.....6台 マイクロバス.....1台 超乗車.....1台 大型バス.....1台 軽自動車.....1台 その他の車輛.....7台 
ピアノ.....24台 電子オルガン.....1台 	大型計量器.....1台 	その他.....305点 ※重要備品30万円以上 

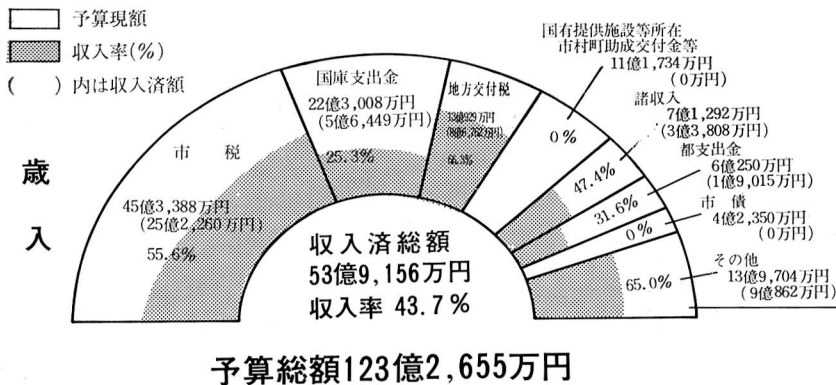
市民1人 当りの納 税 済 額

市民税	19,622円
固定資産税	19,589円
都市計画税	5,988円
市たばこ消費税	2,273円
その他	1,727円
(電気税 1,317円) (軽自動車税 389円) ガス税 21円	
合計	49,199円

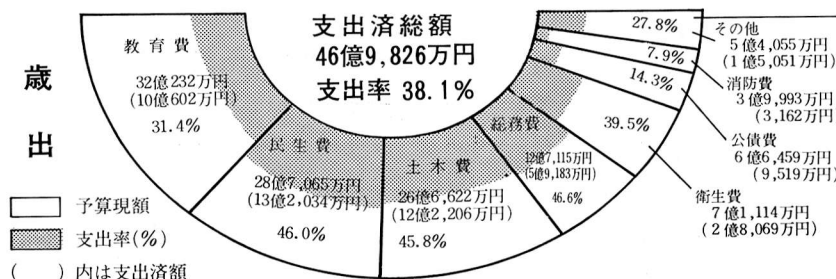
一般会計

〈別表I〉

(昭和59年9月30日現在)



収入済額	
繰入金	4億2,734万円 74.2%
繰越金	1億8,865万円 100%
分担金及び負担金	6,031万円 30.7%
自動車取得税交付金	3,502万円 32.1%
使用料及び手数料	6,834万円 60.3%
地方譲与税	1,706万円 24.9%
財産収入	8,627万円 65.1%
交通安全対策特別交付金	0万円 0%
寄附金	2,563万円 2563.0%



支出済額	
諸支出金	0万円 0%
議会費	8,171万円 46.6%
商工費	4,837万円 67.3%
農林水産業費	1,656万円 41.4%
労働費	387万円 42.7%
予備費	0円 0%

市債 総額134億7,790万円

市の財源の一つに「市債」があります。これは学校建設、下水道工事、福祉施設の建設など多額の費用がかかる事業を行うとき、市の財源だけでは不足なために、国や都並びに各金融機関などから借り入れる資金です。

こうした市債の未償還元金額は、昭和59年9月30日現在、一般会計48億430万円、特別会計(下水道事業会計)86億7,360万円で、総額134億7,790万円となっています。

市債の状況

昭和59年9月30日現在
(特別会計を含む)

事業別

下水道関係	86億7,360万円
社会教育関係	17億6,803万円
義務教育関係	10億5,197万円
土木関係	12億847万円
消防関係	2億4,694万円
その他	5億2,889万円

借入先別

大蔵省	44億5,251万円
郵政省	26億5,459万円
公営企業金融公庫	45億8,263万円
市中金融機関	10億7,500万円
東京都	4億9,718万円
その他	2億1,599万円

＝特別会計＝

昭和59年9月30日現在

区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険会計	12億9,962万円	5億1,545万円	39.7%	4億4,637万円	34.3%
区画整理会計	2,183万円	1,973万円	90.4	1,015万円	46.5
下水道事業会計	18億7,185万円	6億1,693万円	33.0	5億8,337万円	31.2
老人保健医療会計	7億9,901万円	3億921万円	38.7	3億646万円	38.4
受託水道事業会計	5億7,192万円	2億2,314万円	39.0	1億9,071万円	33.3
合計	45億6,423万円	16億8,446万円	36.9	15億3,706万円	33.7

＝特別会計＝

収入率 36.9% 支出率 33.7%

特別会計には、国民健康保険会計、区画整理事業会計、下水道事業会計、老人保健医療会計、受託水道事業会計の5つがあります。

各会計とも順調に運営されておりますが、歳入歳出とも、一般会計と同様に下半期に集中されるため低い率となっています。

(左表参照)

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 (A)	実 質 取 支	実 件 費 (B)	人 件 費 率 (B/A)	(参考)57年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
58 年 度	59,331	11,265,385	197,645	2,217,742	19.7	21.0
	50,307					

※ 人件費には特別職に支給される給料報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

59.4.1現在

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費			1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 手 当	
	人	千円	千円	千円	千円
59 年 度	373	1,023,822	246,796	486,628	1,757,246
					4,711

※ 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 給与費は当予算に計上された額であり、給与改善分として3%分を含みます。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

59.4.1現在

区 分	一 般 行 政 職			全 職 員		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
福 生 市	218,176円	274,417円	35.0歳	218,592円	262,477円	36.9歳
東 京 都	243,700	316,229	40.1	—	—	—
国	213,340	—	40.1	—	—	—

(4) 職員の初任給の状況

59.4.1現在

区 分	福 生 市		東 京 都		国		
	初 任 給	採用2年経過日給料額	初 任 給	採用2年経過日給料額	初 任 給	採用2年経過日給料額	
一 般 行 政 職	大 学 卒	122,600円	140,900円	118,400円	131,700円	甲 109,100円 乙 104,000円	甲 127,600円 乙 114,900円
	高 校 卒	101,700	111,900	96,300	102,700	87,700	93,400

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

59.4.1現在

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 大 学 卒	202,700円	241,900円	288,100円
行 政 職 高 校 卒	174,300	210,300	257,500

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものであります。

(6) 一般行政職の等級別職員数の状況

59.4.1現在

区 分	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	
標準的な職務内容	部長・課長	係 長	主事・技師	主事補・技師補	
職 員 数	34人	65人	206人	14人	
構 成 比	10.6%	20.4%	64.6%	4.4%	
参 考	1年前の構成比	10.6	20.3	65.6	3.5
	5年前の構成比	11.0	21.0	57.6	10.4

※ 1. 福生市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員であります。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

(7) 昇給期間短縮の状況 (一般行政職)

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 57 年 度
職 員 数 (A)	320人	319人
普通昇給期間(12月)を短縮して昇給した職員数 (B)	21人	19人
比 率 (B)/A)	7.5%	6.0%

(8) 職員手当の状況

1. 期末・勤労手当の支給割合 (昭和58年度)

区 分	福 生 市		東 京 都		国	
	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉
6 月 期	1.67月分	0.5月分	1.91月分	— 1月分	1.4月分	0.5月分
12 月 期	2.22	0.6	2.5	—	1.9	0.6
3 月 期	0.5	—	—	0.5	0.5	—
計	4.39	1.1	4.4	0.5	3.8	1.1

2. 退職手当の状況

59.4.1現在

区 分	福 生 市		東 京 都		国		
	普 通	勤 奨	普 通	定 年(勤奨)	普 通	定 年(勤奨)	
支 給 率	勤続20年	35.0月分	46.0月分	24.25月分	42.25(38.5)月分	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	54.0	74.6	32.5	58.0(53.75)	28.375	44.55
	勤続30年	63.0	84.6	49.75	82.5(77.0)	48.125	63.525
	最高限度	70.0	84.6	60.0	82.5(77.0)	60.0	63.525
加算措置	制 度 な し		消 防 職 員 加 算		制 度 な し		
勤奨退職時の特別昇給	原 則 1 号 給		原 則 1 号 給、特別の勤奨退職者 2 号給		原 則 1 号 給、特別の勤奨退職者 2 号給		

※ 1. 普通退職とは自己都合などによる退職をいい、定年(勤奨)退職とは、定年(原則60歳)又は勇退の勤めなどによる退職をいいます。
2. 東京都の()円は、局長級職員の支給率です。

3. その他職員手当の状況

区 分	内 容
扶 養 手 当	配偶者12,300円、その他の親族1人につき5,500円(ただし、配偶者がいない場合18歳未満の子のうち1人につき12,300円)
調 整 手 当	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の9%(国は地域区分により9%~0%)1人当たり平均支給月額20,421円(58年度普通会計決算)
住 居 手 当	職員1人につき6,200円、ただし、同一世帯で二人以上の職員が勤務する場合、2人以上1人につき5,100円(国の場合、借家、借間居住職員に対する最高支給額は14,300円)
通 勤 手 当	(交通機関) 運賃相当額 (交通用具) 通勤距離により支給(1,000円~7,000円) (国の限度額は20,400円)
超 過 勤 務 手 当	職員1人当たり平均支給月額10,515円(58年度普通会計決算)
特 殊 勤 務 手 当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に就いたとき支給される手当(手当の種類は23種類、全職員に対する手当受給職員の割合は32.0%、受給職員1人当たり平均支給月額1,362円) (支給額が多い手当) 学校給食作業員手当、保母手当、衛生現業手当、福祉現業手当、年末年始勤務手当 (多くの職員に支給されている手当) 学校給食作業員手当、税務手当、保母手当、衛生現業手当、年末年始勤務手当

(9) 特別職の報酬等の状況

区 分	給 料 等 月 額		区 分	支 給 割 合		支 給 割 合 計
	市 長	助 役		市 長	助 役	
給 料	市 長	595,000円	期 末	58年度6月期	2.17月分	5.49月分
	助 役	517,000円		12月期	2.82月分	
	取 入 役	501,000円		3月期	0.5月分	
報 酬	議 長	333,000円	手 当	58年度6月期	1.67月分	4.39月分
	副 議 長	294,000円		12月期	2.22月分	
	議 員	278,000円		3月期	0.5月分	

昭和60年 1月31日 で水洗化改造義務期限が経過します

昭和57年2月1日に公共下水道が使用できるようになった区域(下図黒い部分)は、昭和60年1月31日
で水洗化改造義務期限の3か年が経過します。この期間が過ぎますと、補助金及び融資のあっせんが受け
られなくなります。地域の環境衛生向上のためにも期限までに改造するようお願いいたします。

助成金制度

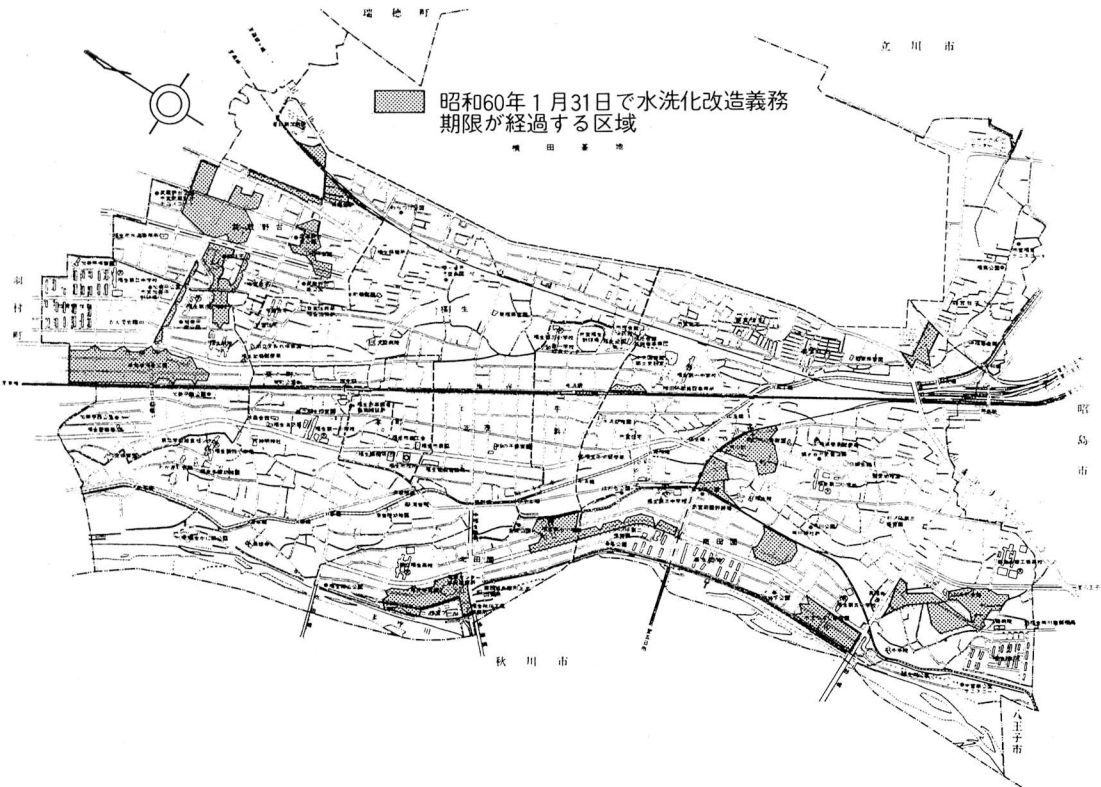
◎自己の所有する家屋

補助金(工事1件) = 20,000円 融 資(工事1件) = 250,000円

◎貸家、アパート等の所有者

補助金(大便器1個) = 5,000円 融 資(大便器1個) = 80,000円

くわしくは、下水道課排水設備係(☎51-1511内線358)へ。



秋の全国火災予防運動

(11月26日～12月2日)

「あとで、より

「いま、が大切

火の始末



火災の発生しやすい時季を迎えました。ほんの
ちょっとした不注意から火災になっている例が多く
あります。11月26日(月) から12月2日(日) までの
1週間、秋の全国火災予防運動が行われます。重点
目標は、『生活の中に防火の点検を習慣づけよう』
『火災から幼児やお年寄りを守ろう』です。私たち
一人ひとりが火災を起さないよう、起さないように
十分注意しましょう。

国民健康保険だより

新しい

高額療養費の制度

10月1日から改善されました

※()内は、市町村民税非課税世帯の場合

一人の人が一か月の間に、一つの病院(診療所)で五万一千円(三万円)以上の一部負担金を支払った場合は、五万一千円(三万円)を超えた分はあとで国民健康保険から払い戻してもらえます。これが高額療養費を支給する制度です。

ところで、今回法律改正があり、この制度が改善され、昭和五十九年十月一日から、次のような場合でも給付されることとなり、自己負担が軽くなることになりました

◎三万円・月二回以上支払った場合

一つの世帯で、一か月に三万円(二万一千円)以上の自己負担を二件(回)以上支払った場合(一人の人が二回以上支払うか、ある

いは二人以上の家族が支払った場合)は、それらの自己負担は全部合算され、合わせて五万一千円(三万円)を超える部分は、あとで払い戻されます。ただし、合算されるのは、同じ国民健康保険の被保険者に限られます。

◎年四回以上の高額療養費

一つの世帯で、一年間に四回以上高額療養費の支給をうけた場合は、四回目から高額療養費の支給対象額は、一か月三万円(二万一千円)を超える額となり、三万円(二万一千円)を超えた医療費は全額あとから払い戻されます。一年間というのは、最初の高額療養費の支給を受けたときから十二か月間ということです。また、回数が通算されるのは同じ国民健康保険の被保険者に限られます。

◎長期療養の必要な病氣

長期にわたり、継続的に高額な治療の必要な病氣で、厚生大臣の指定するものについては、高額療養費の支給対象額は一万円を超える額となります。一か月一万円を超える医療費は、あとで国民健康保険から払い戻されます。現在厚

生大臣が指定するものは、血友病、人工透析治療を必要とする慢性腎不全です。該当する人は、「高額療養費支給申請書」により申請してください。くわしくは、市民課係(☎51-1511内線267・268)へ。

国民年金だより

福生市の

国民年金状況

昭和59年7月末日現在!

市の人口五万一千百人、国民年金強制加入被保険者数(自営業者等)八千六百六十九人、任意加入被保険者数(サラリーマンの奥さん等)三千五百四十四人で合計一万一千七百十三人の方が国民年金に加入しており、人口の約二三パーセントをしめています。また、拠出年金を受給している方は、老齢・通算老齢・障害・母子・か婦年金等で二千二百十三人、無拠出の老齢、障害福祉年金を受給している方が六百九十一人で合計二千九百四人おり、拠出・無拠出の合計で、約八億五千万円、一人当り、

約二十九万二千七百円の年金を受給しています。現在市では、市民の皆さんが将来年金を受けられるように、広報・お知らせ・催告状・戸別訪問・相談等を通じて保険料の納付を呼びかけていますが、不景気・毎年の保険料額のアップ等により納められない方が増え、中には、納付期間が不足し、今まで納めた保険料はかけ捨てとなり、将来年金をもらえない方も出ています。将来年金を受けるためには、保険料を納めるか、納められない方は申請免除(保険料を納めないでよい制度で、当市の場合、現在約六百人申請済)を受けらるかして二十五年の受給資格期間を満たす必要があります。五十九年度も、すでに一期、二期の納付期限も過ぎ、十二月には第三期の納期がきます。自分自身の年金受給権を確保するため、納め忘れている方、納められない方等、至急相談してください。くわしくは、市民課年金係(☎51-1511内線269・270)へ。

保険料は便利な

口座振替を

ご利用ください

12月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日および開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

■内科・小児科(昼間)診療所

- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 福生市健康センター
- ▽開設時間 午前9時〜午後5時

△年末診療

- ▽開設日および開設場所
 - ・12月29日(土) 渡辺医院
 - 所在 福生市 ☎53-0815
 - ・12月30日(日) 米谷内科医院
 - 所在 福生市 ☎51-0143
 - ・12月31日(月) 星野医院
 - 所在 福生市 ☎52-2330
- ▽開設時間 午前9時〜午後5時

■内科・小児科(準夜)診療所

▽開設日および開設場所

- ・12月2日(日) 堤医院
- 所在 羽村町 ☎54-2418
- ・12月9日(日) 中村医院
- 所在 福生市 ☎52-1031
- ・12月16日(日) 米谷内科医院

- 所在 福生市 ☎51-0143
- ・12月23日(日) 河野医院
- 所在 羽村町 ☎54-7720

△年末診療

- ・12月29日(土) 三井クリニク
- 所在 福生市 ☎53-1471
- ・12月30日(日) 大嶽医院
- 所在 瑞穂町 ☎57-0162
- ・12月31日(月) 星野医院
- 所在 福生市 ☎52-2330
- ▽開設時間 午後5時〜10時

■歯科休日診療所

▽開設日および開設場所

- ・12月2日(日) 河野歯科医院
- 所在 福生市 ☎53-2829
- ・12月9日(日) 片岡歯科医院
- 所在 福生市 ☎51-0353
- ・12月16日(日) 佐久間歯科医院
- 所在 福生市 ☎53-2525
- ・12月23日(日) 唐見歯科医院
- 所在 瑞穂町 ☎56-1182

△年末診療

- ・12月30日(日) 瀬沼歯科医院
- 所在 秋川市 ☎58-0616
- ・12月31日(月) エビナ歯科医院
- 所在 福生市 ☎51-8241
- ▽開設時間 午前9時〜午後5時

※医療機関が変更する場合もありますので、受診の際は、あらかじめご確認を。なお、受診は緊急の場合に限ります。また、保険証と小銭をご用意ください。

11月の休日診療所 変更のお知らせ

広報ふっさ10月号・3ページの「11月の休日診療所」の内科・小児科(準夜)診療所の11月18日と25日の開設場所が次のとおり変更となりましたのでお知らせします

- ▽11月18日(日) 村山医院
- 所在 羽村町 ☎55-2221
- ▽11月25日(日) 河野医院
- 所在 羽村町 ☎54-7720

がんの話題②

「福生市医師会だより」

先月号で「がん」は遺伝子の突然変異によって発生すると述べました。最近遺伝子の中でも「がん遺伝子」の変異であるということが分かってきました。このがん遺

伝子は5年前「がんウイルス」から発見されましたが、その後ウイルス以外にも見つかり「がん」細胞の中だけでなく、人間の正常細胞から続々と発見されるようになりました。

驚くことに人間の「がん」遺伝子と全く同じ遺伝子が、酵母、昆虫、魚類、鳥類、猫、猿、犬等の細胞内にも存在していることです。そして、私達の全細胞(人間1人約10兆個)の中に20数種類の「がん」遺伝子を持っているということです。今後更に別の「がん」遺伝子が発見されていくでしょう。

この遺伝子発見当初は正常細胞中で静かに眠っているか、わずかの蛋白を作っている程度と思われましたが、なんとこの「がん」遺伝子が生命維持になくはならぬものであることが判明してきたのです。

なぜ、この優等生が問題児になるのかは難しいことですが「がん」遺伝子に放射線、発がん物質、ウイルスが作用して遺伝子の転座、増幅などで突然くるって発がん蛋白を作り細胞が「がん」となっていくのです。しかも、この細胞は、無制限、無秩序に増殖していきます。

郷土資料室だより

△只今展示中▽

玉川上水碑・拓本

新宿区四谷大木戸に高さ四メートル六〇センチ、幅二メートル三〇センチの大きな石碑がありま
す。この石碑は、明治十八年に玉
川上水を開削した玉川兄弟を顕彰
するために建てられたものです。
玉川上水の由来が漢文体で一千
字近くにまとめられており、玉川
上水の歴史を学ぶに格好の資料で
す。郷土資料室ではこの石碑の拓
本を東京都土地改良事業団から寄
贈を受けましたので、早速、展示



しています。なお、寄贈に際して
当市出身の細瀬和男さんに御尽力
をいただきました。ありがとうございます。
ざいます。

△展示します▽

竹の民具・ミキノクチ

十月十五日発行の市広報「福生
の民具」でご紹介いたしましたと
ころ、たくさんのお問い合わせをい
ただきました。「ミキノクチ」を十
一月二十八日(水)から展示いた
します。

福生市で作られているものをは
じめ、青森県、長野県、三重県な
どで作られているミキノクチも展
示いたします。



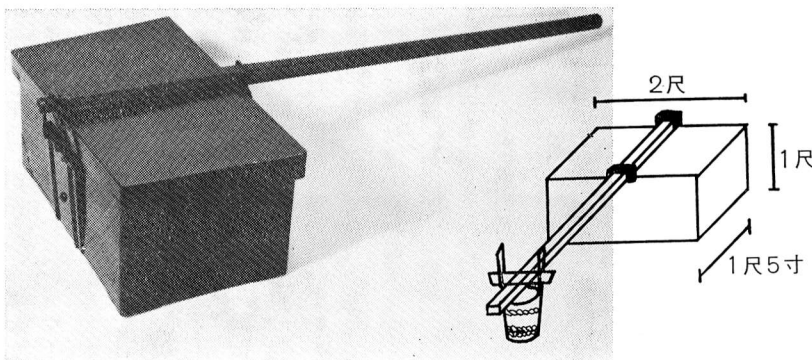
祝儀道具 ①

『ハサミ箱』

結納や嫁入りの際、それぞれに
必要な品物を入れていくのがハサ
ミ箱です。結納の場合、ハシカケ
・世話人(仲人)・親戚代表・お
供の五人が、進物一そろい・結納
金・帯代・菓子折をハサミ箱に入
れ、柄には柄櫛(柳櫛)一対を下げ
てお供の者がかついで行きます。
自家のものを使う家もありました
が、大方は地域で共有しているも
のを使いました。

嫁の荷引き(荷受け)の時にも
このハサミ箱が使われました。箱
の中には花嫁の着物類や顔見せに
必要な半紙を入れておきました。が
嫁の実家が遠い時には、ハサミ箱
に正装の着物や角かくしなどを入

れておき、途中で着替えて婿方の
家へ行くこともありました。
近年まで使われていたものです
が、現在では、整理ダンスの代わ
りに使われたりして、昔どおりの
使い方をすることはなくなってい
きました。



フォトニュース



—10月6～7日 日米親善まつり—

両日約80,000人訪れる

米軍横田基地では、『日米親善まつり』が行われ約80,000人が訪れました。基地内のお祭り広場にはC-5Aギャラクシーを始め、大型輸送機や戦闘機など航空機が展示され、格納庫内の特設ステージでは、日米のバンドやコーラスグループが熱演し、周辺の売店で、ハンバーガーやケーキなど買い求める人々は、アメリカの味を満喫していました。

—10月7日(日) 身障者の運動会—

市民体育館に約200人の参加

身障者の運動会も年々盛んになり、身障者や、家族、ボランティアの方々など約200人の参加者が市民体育館で運動会を行いました。今年は、タルころがし、スズわりやなんでも送りなど新しい種目も加わり全部で14種目にもなり1人で数種目に出場した方もいたようです。また、ボランティアの皆さんご協力ありがとうございました。



—10月10日(祝) 第15回市民総合

体育大会総合開会式開催—

第15回市民総合体育大会総合開会式が10月10日市民体育館で行われ、約1,600人の市民が参加しました。今年の大会種目は、昨年と同じ26種目もあり、参加者も昨年の約5,900人を上まわるのではないかと思います。まだ終了していないスキー競技も来年2月10日に南奥志賀スキー場で開催されますので、皆さんもご参加ください。



—10月28日(日) 秋の朝市—

市内産野菜は人気の的

秋の朝市に約2,000人の市民が参加し、大盛況となりました。人気はなんといっても市内産の野菜です。長ネギ、ハクサイ、大根など市価よりも2～3割安とあって、販売しているおじさんも『これじゃあ作るより買うほうが安いヨー』としぶい顔をしていました。『おじさん次回(春)の朝市もよろしく願います。』



参加してみませんか



— この指とまれ —

- 市民体育館 ☎52-5511
- 市民会館 ☎52-1711
- 公民館(本館) ☎52-1711
- 松林会館 ☎52-3624
(公民館分館)
- 白梅会館 ☎53-3454
(公民館分館)
- 図書館
- 中央図書館 ☎53-3111
- わかざり分館 ☎52-7421
- わかたけ分館 ☎51-0083
- 郷土資料室 ☎53-3111

— 施設は火曜休館日 —

スケート教室

▽日時 12月2日・9日・16日の
毎日曜日 全3回 午前7時～9
時 ▽場所 11サマーランド ▽集
合 11午前6時30分市民体育館 ▽
対象 11市内在住の小学校1年生以
上の初心者の方 ※小学1・2年
生には付添が必要です ▽定員 11
先着100人 ▽参加費 11850円(滑走
料・保険料)、450円(バス代)、
1050円(貸靴料) ▽申込み 11月26
日(月) 午前9時から市民体育館
※電話での受け付けは行いません
▽問合せ 11教育委員会(市民体育
館内) 社会体育係へ。

冬鳥の観察会

冬枯れの河原は、野鳥が見やす
い時期です。北国から飛来したツ

グミや大型のカモ類が見られると
思いますので、お気軽にご参加
ください。

▽日時 12月2日(日) 午前9時
～正午(雨天中止) ▽集合場所
11市民体育館前 ▽用意する物 11
防寒具・筆記用具・図かん等 ▽
申込み・問合せ 11月21日(水)
から直接公民館へ。

松林ホームシアター

プ
ッ
ン
の
『兵隊さん』
チャ
リ
『番頭』

人間味あふれるチャップリン作
品の特集です。ご家族そろってご
覧ください。

▽日時 11月23日(祝) 午前10時
30分・午後1時30分 2回上映
▽場所 11松林会館 ※入場無料
▽問合せ 11松林会館へ。

第6回 映画の広場

『鉄道員』

▽日時 11月23日(祝) 午後2時
▽場所 11白梅会館 ▽内容 11初老
の鉄道機関士の家庭を中心に、少
年の純真な眼を通して、親子の愛
情、夫婦愛、友情の美しさ強さを
を描く。※入場無料 ▽定員 11
先着90人 ▽問合せ 11白梅会館。



中村 雅俊
コ
ン
サ
ー
ト

▽日時 11昭和60年3月28日(金)
午後6時30分(開場) 午後7時
(開演) ▽場所 11市民会館大ホ
ール ▽入場料 11全席指定3000
円(大人・小人も) ▽プレイガ
イド 11市民会館・市役所市民相談
係・西友福生店・かたばみ楽器店
で12月1日(土)から発売します
▽電話予約・問合せ 1112月1日
(土)から市民会館(電話予約
は、午後1時から)へ。

ふっさニューイヤー コンサート



▽日時 11昭和60年1月13日(日)
午後1時30分(開場) 午後2時
(開演) ▽場所 11市民会館大ホ
ール ▽出演 11島田祐子・大友直
人(指揮者)・新星日本交響楽団
▽曲目 11第一部 ミュージカルメ
ドレー「ウエストサイド物語」・
「サウンド・オブ・ミュージック」
・その他 第二部 ベートーベン
「交響曲第6番田園」・その他
▽入場料 11前売り 指定席250
0円(大人・小人も) 自由席
大人1700円 小人1100
0円 当日売りは、300円増に
なります。※小人は、中学生以下
▽プレイガイド 11市民会館窓口・
市役所市民相談係・西友福生店・
かたばみ楽器店・羽村町公民館・
マルフジ(熊川南店、銀座店、福
生団地店、加美平店、ただし、自
由席券のみ発売) ▽電話予約・
問合せ 11市民会館へ。

図書館だより

貸出券の再発行について

最近、貸出券を紛失される方が増えています。紛失したときはすぐに、図書館に連絡してください。紛失の場合には、まず、『紛失届』を出していただきます。『紛失届』を出してから、二週間たつても券が見つからなければ、新しい貸出券を再発行いたします。従って、この間は、本の貸出しはできなくなります。ご注意ください。

また、服のポケットに入れたまま洗濯してしまった場合など、貸出券が使えなくなったときは、その券を持って、カウンターで職員にお尋ねください。

なお、本の返却は、貸出券がなくともできます。期限の来た本は必ず返却してください。

団体貸出しとは

団体貸出しとは市内の子ども文庫、学級文庫、保育園、幼稚園などの団体に対し、図書を大量に長期間貸出しをする制度です。各団体ではそれぞれの機能のなかで図

書を利用していただくことができます。

団体貸出しは市内の各機関やグループなどを対象とし、一般の利用者（個人を対象とする個人貸出し）と分けて考えることができません。図書館が市内の資料センターだと言われるのは、個人貸出しとともにこの制度があるからです。

現在、中央図書館には団体貸出し用図書が一万四千冊（児童書のみ）ほど用意されています。どうぞ、ご利用ください。

図書館こども映画のつどい

『竜の子太郎』

竜の姿にかえられた母親を救出す太郎の冒険物語。これは、信濃の民話をもとに作られた童話の映画です。△原作△松谷みよ子▽

▽日時・場所

・わかたけ分館 11月21日（水）
午後2時・3時30分（2回上映）

・中央図書館 11月22日（木）
午後3時30分

・わかざり分館 11月24日（土）
午後2時・3時30分（2回上映）

▽定員△各回とも先着70人 ※入場無料 △問合せ△中央図書館・わかざり分館・わかたけ分館へ。

みんなの力でなくそう ポルノの雑誌自動販売機

皆さんは、市内にある自動販売機でどんな内容の本が売られているか知っていますか、大人が見ても目をそむけたくなるポルノ雑誌ばかり売られている自動販売機から小・中学生や高校生が本を買っているとしたらだまって見過ごしているのでしょうか、未知のことを知りたい年ごろの子どもにとって、これらの雑誌は、大変興味深いものとなり、興味本位の内容を身をもって体験してしまう可能性もあります。現に、ポルノ雑誌に刺激された少年が性犯罪事件や未遂事件を起こした実例が数多くあります。こうしたことから福生市青少年問題協議会では、今年も十一月から十二月を強調月間として、不健全図書追放運動を行っています。市民の皆さんも「青少年には不健全図書を見せない」という良識を貫き、青少年のためによりよい環境をつくりましょう。

地域では不健全図書を入れた自動販売機を置かせない、売らない、買わせない、見せない運動を進めましょう。

◎市民運動として販売機や、通路にポルノ映画の看板を設置している方に撤去をお願いしましょう。

◎地域活動として青少年向け文化活動や体育活動を行いましょ

◎青少年の集まる場所に不健全図書を置かないように依頼しましょう。

家庭ではそれぞれを家庭で親と子が話し合い、親子の交流を強めていきましょう。

◎不健全図書を親が家に持ち込まない、持ち込まないようにしましょう。

◎子どもの行動にたえず注意し規則正しい生活をさせましょう。

◎親の責任として自主性、自立性、創造性をもった健やかな子どもの育成につとめましょう。

なお、現在市内の設置箇所は次のとおりです。ご協力をお願いいたします。

- ・武蔵野台二一一番地△二台
- ・福生九一五番地△一台
- ・福生九一〇番地△一台
- ・熊川一〇八八番地△二台
- ・北田園二二五番地△二台
- ・南田園二一七番地△一台

年末資金にご利用ください 福生市中小企業振興資金

市内で事業を営む中小企業の方々のために、福生市中小企業振興資金融資制度があります。年末資金にご利用ください。

◇融資の種類と限度額

※運転資金 300万円

※設備資金 300万円

◇申込者の資格

- (1) 市内に住所及び事業所があり市内で1年以上同一事業を営む中小企業者。
- (2) 市税（市民税及び固定資産税に限る）が年額3千円以上の納税義務者で納期分まで完納していること。

表紙は語る

ハガンバレ福生ビープル⑧▽



今回ご登場いただいたのは、市内で唯一の「下駄作り職人・内田勝治さん」です。丁稚奉公時代の苦労話から下駄作りのノウハウまでやさしく語る内田さんはこの道六十余年。内田さんの手作り下駄のファンは多く、埼玉などからも注文がくるほどです。只今、下駄のシーズン（？）お正月に向けて下駄作りに余念がありません。これからも手作りの下駄を作り続けて欲しいですね。

「ガンバレ内田さん」

思春期の危機をのりこえるために

- (3) 東京信用保証協会の保証対象業種であること。
- なお、年末資金に利用される場合は11月30日（金）までに申し込んでください。
- くわしいことは、経済課商工係（☎51-1511内線272）へ

思春期の危機をのりこえるために

近年社会の複雑化に伴い思春期問題（登校拒否、家庭内暴力、性の問題等）がますます多くなってきました。家族や周囲の人があせらず適確に対応していくことが大切です。明るい思春期を過せるよう専門医による講演会を次のとおり開催いたしますのでどうぞお気軽

軽にお出掛けください。

▽日時 11月29日（木）午後1時30分～3時30分

▽場所 福生保健所講堂

▽内容 講演「思春期の危機をのりこえるために」

▽講師 公立学校共済組合 関東中央病院 神経精神科部長 小倉 清氏

▽問合せ 福生保健所予防課 業務係（☎51-0811）へ。

戦没者等の遺族の方は特別給付金の請求を

☆戦没者等の妻に対する特別給付金

対象は、昭和59年10月1日に公務扶助料や遺族年金等を受ける権利のあるつぎの方。

◎昭和49年11月1日発行の特別給付金①（ろ号）60万円、②（と号）20万円を受けた方か、いずれも時効により受けられなかった方。

◎昭和49年11月1日発行の戦傷病者等の妻に対する特別給付金③

（ち号）10万円または5万円を受けた方か、時効で受けられなかった方で戦傷病者が昭和58年3月31日までに死亡したことにより遺族年金等を受ける権利を得た方。

※請求により支給される国債額は①が120万円、②③が60万円です。

☆戦没者の父母・祖父母に対する特別給付金

対象は、昭和59年10月1日に公務扶助料や遺族年金等を受ける権利があり、戦没者の死亡当時戦没者以外に子や孫がいなかった方。

◎昭和54年10月1日発行の特別給付金④（ろ号）60万円、⑤（と号）30万円、⑥（ぬ号）10万円を受けた方か、時効で受けられなかった方。

※請求により支給される国債は、④⑤が60万円、⑥が30万円です。

くわしくは、厚生課厚生係（☎51-1511内線314）へ。

12月1日から市民体育館の閉館時間は午後9時30分です

12月1日から来年3月31日まで市民体育館の閉館時間が、午後10時から午後9時30分に変わります。競技場、会議室の使用は遅くとも30分前には終了し、閉館時間には体育館を出るようご協力ください。